

諮問書：JPRS-ADV-2004001

第 9 回 JP ドメイン名諮問委員会における諮問書に関する

議論のまとめと事務局における検討内容

2004 年 8 月 24 日
株式会社日本レジストリサービス

第 9 回委員会における議論のまとめ

1. 登録者・指定事業者からの要請

以下の手続を規定し、その仕様について公開すること。

- i. JP ドメイン名の新規登録後、一定期間の登録撤回期間を設ける。この期間内に登録撤回手続を行うことで、新規登録料の課金もキャンセルされる。
- ii. JP ドメイン名の廃止後、一定期間の登録回復期間を設ける。この期間内に登録回復手続を行うことで、廃止された JP ドメイン名を登録状態に戻すことができる。

2. 論点と議論

(1) 手続の規定と公開について

- サービスに関する手続は公平に提供されるべきであり、手続は明確に規定した上で公開するべき。
- 救済のための手続を公開することで、それを悪用する懸念が存在するが、手数料の課金など、悪用を防ぐための仕組みで対応すべき。
- 手厚い保護のためのコストが、問題なく手続を行っている登録者・指定事業者へ転嫁されることは避けるよう、課金の検討も行うべき。

(2) 登録撤回手続の必要性

- 登録者・指定事業者がドメイン名の登録の際に誤ったドメイン名を登録したり、指定事業者から登録者へのドメイン名登録意思確認の中で誤りや誤解があったことによる本来不要なドメイン名登録などは、登録者・指定事業者自身にも一定の責任がある。
- 同じドメイン名に対して登録撤回が無制限に反復可能であると、機械的な占拠を可能とするため、何らかの措置が必要。
- 登録撤回手続の提供がドメイン名の誤りを訂正する目的であれば、登録撤回ではなく、登録ドメイン名の訂正の手続きを提供すればよい。
登録撤回は誤り訂正だけが目的ではない。

(3) 登録回復手続の必要性

- (特に必要性に関して異論なし)

(4) 手続にあたっての理由提出

- 個々の案件について理由の提出を求め、それを判断することで悪用の防止効果を高めることはできるが、手続が提供する側・行う側ともに高コストになる。
- 手続の用途を規定として限定し、規則・契約によって遵守を求めることで、手続のコストは低くなるが、信頼モデルとなるため、問題の発生に対しては事後対応となる。
- 想定される悪用リスクとコストを比較すれば、信頼モデルで理由を厳しく問わないことが望ましい。

(5) 登録撤回後の再登録について

- 通常、一旦廃止された JP ドメイン名は、属性型・地域型 JP ドメイン名であれば 6 ヶ月、汎用 JP ドメイン名であれば 1 ヶ月の一時凍結期間を置き、再登録はその後から可能としている。これは、次の 2 つの理由による。
 - i. 前登録者の運用との間隔を設けることで、インターネットユーザの誤認混同を避ける。
 - ii. その JP ドメイン名が廃止され、次にいつから再登録が可能であるかを Whois で表示することで、次に登録を希望するユーザに対する機会の均等性を確保する。
- 登録撤回であっても、上記 . は必要であるため、登録撤回についても一時凍結期間を置くことが妥当である。

(6) その他

- 一度で完全な手続を作り上げることは難しい。実施後、経験を踏まえて見直すことも必要。

事務局における検討内容

1. サービスへの実装の可能性

- 第 9 回委員会において議論された方向性について、サービスへの実装を行うことは、可能であると考える。
- 答申を得た後、手続の形や受付期間、課金のあり方などについて登録者・指定事業者の意見を聞きながら、実装の詳細を検討することが必要。

2. gTLD における同様の手続の存在

- 登録撤回、登録回復のいずれについても、gTLD で同様の手続が存在する。このような手続の必要性が認められているということであり、また、登録者・指定事業者としては JP ドメイン名でも同様の手続を求めることは自然であり、導入すべきであると考える。